

大刀洗町保育所等利用調整基準表(令和9年度分)

- ・保育所への入所申込者が入所受け入れ可能数を上回った場合は、保育を必要とする度合いの高い順に入所児童を決定します。
- ・調整にあたっては、保護者(父母)それぞれの状況に基づいて点数を付る『基本項目』と家庭の状況等に基づいて点数をつける『調整項目』との合計を基本とし、総合的に判定します。

基本項目

父母(保護者)の状況			基準点数	
			父	母
就 労	被雇用者	月161時間以上の就労	20	20
		月141時間以上の就労	19	19
		月121時間以上の就労	18	18
		月101時間以上の就労	17	17
		月81時間以上の就労	16	16
		月60時間～月80時間の就労	15	15
	自営業	事業主	月161時間以上の就労	20
			月141時間以上の就労	19
			月121時間以上の就労	18
			月101時間以上の就労	17
			月81時間以上の就労	16
			月60時間～月80時間の就労	15
		家族従事者	月161時間以上の就労	20
			月141時間以上の就労	19
			月121時間以上の就労	18
			月101時間以上の就労	17
			月81時間以上の就労	16
			月60時間～月80時間の就労	15
	農 業	事業主	月161時間以上の就労	20
			月141時間以上の就労	19
			月121時間以上の就労	18
			月101時間以上の就労	17
			月81時間以上の就労	16
			月60時間～月80時間の就労	15
		家族従事者	月161時間以上の就労	20
			月141時間以上の就労	19
			月121時間以上の就労	18
			月101時間以上の就労	17
			月81時間以上の就労	16
			月60時間～月80時間の就労	15
	内職	月121時間以上の就労	18	18
		月60時間～月120時間の就労	16	16
	就労予定 (内定及び開業予定)	月161時間以上の就労	16	16
		月141時間以上の就労	15	15
		月121時間以上の就労	14	14
		月101時間以上の就労	13	13
		月81時間以上の就労	12	12
		月60時間～月80時間の就労	11	11
	就学 (職業訓練含む)	在学中(月60時間以上の就学)	16	16
		入学することが内定している	14	14

求職中			5	5
出産		産前3ヶ月産後1年	—	15
看護・介護	入院(所)	月121時間以上の看護・介護が必要	16	16
		月120時間以下の看護・介護が必要	14	14
	居宅	月121時間以上の看護・介護が必要	14	14
		月120時間以下の看護・介護が必要	12	12
病気・障害	入院	1ヶ月以上入院	15	15
	通院	週4日以上通院	12	12
	自宅療養	医師の診断により常時保育ができない者	12	12
	心身障害等	身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神手帳の交付を受けており、常時保育ができない者	12	12
	上記以外	上記以外で、通院等により保育ができない者	8	8
特別な支援が必要		児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合	55	
災害		災害等の復旧にあたっている者(家庭の災害の場合)	55	

調整項目

ひとり親家庭	母子・父子家庭等、またはそれに類する場合	23
障がい児保育のいる家庭	入所申込児が集団保育が可能とされた障がい児である場合	10
	兄弟姉妹児が障がい児で療育が必要である場合(週3未満通園あり)	5
	兄弟姉妹児が障がい児で療育が必要である場合(週3以上通園あり)	8
生活保護家庭		3
育児休業明け		5
生計中心者の失業	生計中心者の自己都合以外の失業(リストラ・倒産等)の場合	10
地域型保育事業の卒園児		20
継続入所、または兄弟姉妹が在園児		50
兄弟姉妹の同時申込み	2人以上の兄弟姉妹児が同時に申込みを行う場合	2
	2人以上の兄弟姉妹児が、現在、別々の保育園等に在園している場合	6
その他	町内の保育園等に勤務する保育士(内定含む)	50
	保護者の一方が単身赴任(就労証明書に単身赴任の旨記載が必要)	3